

平成24年度

事業計画書
収支予算書

アスプラザ



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

平成24年度事業計画

I	概要.....	3
II	実施事業.....	7
1	総合支援事業.....	7
	(1) 総合相談事業.....	7
	(2) 専門家派遣事業.....	7
2	マーケティング支援事業.....	7
	(1) ニューマーケット開拓支援事業.....	7
3	創業支援事業.....	8
	(1) 起業化支援事業.....	8
	(2) 創業支援施設運営事業.....	9
4	経営革新等支援事業.....	10
	(1) 事業可能性評価事業.....	10
	(2) 中小企業育英資金事業.....	11
	(3) 産産・産学連携支援事業.....	11
	(4) 高度化資金事業.....	11
	(5) デザイン支援事業.....	12
	(6) 九都県市共同産産マッチング事業.....	12
	(7) 被災県等中小企業ビジネス革新支援事業.....	12
	(8) 東京ブリッジヘッド事業.....	13
	(9) その他支援事業.....	13
5	事業承継・再生支援事業.....	13
	(1) 事業承継・再生支援事業.....	13
	(2) 事業承継・再生出口支援強化事業.....	14
6	下請企業等振興事業.....	14
	(1) 下請企業振興事業.....	14
	(2) 異業種交流グループ支援事業.....	15
	(3) ビジネスチャンス提供事業.....	15
	(4) 被災地企業コラボレーション商談会事業.....	15
7	知的財産活用支援事業.....	15
	(1) 知的財産総合センター事業.....	15
	(2) 知財戦略導入支援事業.....	16
	(3) 特許情報活用等支援事業.....	17
8	国際化支援事業.....	17
	(1) 海外販路開拓支援事業.....	17
	(2) グローバル化対応事業.....	17
	(3) 海外取引斡旋事業.....	18
	(4) 貿易実務講習会開催事業.....	18
	(5) 輸出信用補償債権管理事業.....	18
9	助成金事業.....	18

(1) 中小企業経営・技術活性化支援事業.....	18
(2) 商店街パワーアップ基金事業.....	19
(3) 都市課題解決のための技術戦略プログラム事業.....	20
(4) 航空機産業への参入支援事業.....	20
(5) 基盤技術産業グループ支援事業.....	20
(6) ものづくり産業基盤強化グループ支援事業.....	21
(7) 地域中小企業応援ファンド助成事業.....	21
(8) 展示会等出展支援助成事業.....	21
(9) 小売商業後継者育成・開業支援事業.....	21
(10) 中小企業向け電力自給型経営促進事業.....	21
1 0 資金調達支援事業	22
(1) 中小企業事業化支援ファンド運営事業.....	22
1 1 企業人材育成事業	22
(1) 経営支援研修等事業	22
(2) オーダーメード研修事業.....	23
(3) 産業人材の確保・育成事業.....	23
1 2 ものづくり事業化支援事業.....	24
(1) 事業化チャレンジ道場.....	24
1 3 中小企業設備リース事業.....	24
1 4 資金等活用支援事業	25
(1) 小規模企業者等設備資金債権管理事業.....	25
1 5 企業福利厚生支援事業.....	25
(1) 健康管理事業	25
(2) 京浜島勤労者厚生会館の管理運営事業.....	26
(3) 賃金・退職金等に関する情報提供.....	26
1 6 地域産業情報収集・提供等事業.....	26
(1) インターネット情報提供事業等.....	26
(2) 情報誌等広報事業	27
(3) 経営動向調査事業	27
1 7 地域産業振興事業	27
(1) 城東・城南・多摩の各支社における経営支援事業.....	27
(2) 地域中小企業応援ファンド事業.....	28
(3) 多摩地域の商店街コミュニティ機能強化事業.....	28
(4) 若手商人育成事業	29
(5) 伝統工芸品産業等振興事業.....	29
(6) 都市機能活用型産業振興プロジェクト推進事業.....	30
(7) 多摩の世界発信・進出企業発掘事業.....	30
(8) 包括業務協定締結先団体との連携強化事業.....	30
1 8 産業貿易センター事業.....	31
(1) 管理運営事業	31

(2) 建物管理事業	31
19 施設運営管理事業	32
(1) 中小企業会館	32
(2) 秋葉原庁舎	32
(3) 神田庁舎	32
20 共済事業	33
(1) 共済会の運営	33
(2) 傷病共済	33

平成24年度収支予算

収支予算書	37
収支予算書内訳表	41
資金調達及び設備投資の見込みについて	44

平成 24 年度 事業計画

平成24年度事業計画

I 概要

平成23年度の日本経済は、23年の3月11日に発生した東日本大震災、および福島第一原子力発電所の事故による影響・被害を大きく受け、さらに引き続く円高や欧州経済危機などがこの状況をより深刻なものとした。その結果が31年ぶりの貿易赤字（2011年次）という事態に象徴されている。

都内の中小企業を取り巻く経営環境も引き続き厳しい状況であり、特に東北地方に自社工場がある企業や、東北地方に取引先を抱えている企業は震災によって甚大な被害を受けることとなった。さらに、昨夏には東京電力管内の電力需給が逼迫し、企業が工場の操業時間や事業規模を変更するなどの対応が迫られる事態も発生している。

公社は昨夏以降、東京都と連携し、東北地方の中小企業と都内企業のマッチングや、大震災や電力需給の問題で被害・悪影響を受けた都内中小企業への支援に努めてきた。これまでに各支援事業において一定の実績を上げてきているが、今なお苦しい状態にある中小企業が数多く残された状況であり、公社は引き続き支援を進めていく。

先般、東京都は「2020年の東京」、「2020年の東京」への実行プログラム」を策定した。この産業分野の計画を見ると、都は、近い将来に「アジアのヘッドクォーター」としての東京の地位を確立するという目標を掲げ、具体的には特区を活用した外国企業の誘致のほか、イノベーションを活性化して新事業・新ビジネス創出を図ることや、国内企業の海外展開への支援などに強力に取り組んでいくとしている。言うまでもなく、日本の再生には東京の経済活動の一層の活性化が必要であり、このためには産業施策が非常に重要な位置を占める。公社は中小企業支援の立場から都と歩調を合わせ、この計画の実現に向け取組を進めていく。

平成24年度においては、こうした情勢を踏まえて、以下のような取組に重点を置いて事業を進める。

1. 大震災や原発事故により被害・影響を受けた企業を引き続き支援する
2. イノベーションの活性化につながる支援事業の一層の強化を図る
3. 国際取引をはじめとする中小企業の販路開拓を強力に支援する
4. 相談窓口の設置などにより都内中小企業が直面する経営上の課題への対応の支援を行う
5. 都内の各地域の活性化につながる中小企業の活動や新ビジネス創出を引き続き支援する

なお、公社は東京都の認可を受けて昨年4月に公益財団法人への移行を果たした。同年6月には移行後初めて理事会及びの評議員会を開催し、22年度の事業報告及び決算書類（財務諸表）の承認を受けている。今後、公社は公益財団法人としてさらに事業活動の高い公益性が求められることはもとより、効率的な組織の運営や社会貢献などが一層重要になっている。

平成23年度は公社の「第Ⅱ期アクションプラン」（20年度末に策定）の最終年度であったことから、公社は24年度を初年度とする新たなアクションプランを策定することとした。この「第Ⅲ期アクションプラン」に基づき、支援事業の改善、強化を進めるとともに、公社の組織体制の整備

や人材育成などにも取り組んでいく。

1 大震災や原発事故により影響を受けた企業に対する支援

- ① 東日本大震災により停滞した東日本の産業を立て直すため、都内中小企業が被災県等の中小企業及び大手企業等の研究開発部門との連携・協働を促進し、新たなモノづくりビジネスの広域地域モデルを創出する。
- ② 被災県の中小企業へ都内の施設を提供し、顧客との取引継続の拠点として活用することにより、被災県の復興を支援する。
- ③ 都内企業を中心に新規需要の創出や技術連携等につながる発注案件を有する企業を募り、被災地域へ出向く形式での商談会を開催し、取引機会の創出を図る。
- ④ 事業継続にあたって電力の確保が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループに対し、自家発電設備・蓄電池の導入費用の一部を助成するほか、セミナーの開催及び節電推進アドバイザーの派遣を実施する。

2 イノベーションの活性化につながる支援

- ① 事業可能性評価事業では、事業の可能性を客観的に評価し、事業化に向けた支援を更に強化するため、事業プランの精度を高めるセミナーを実施するほか、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーによる資金・販売計画に係る支援を強化する。
- ② 創業支援施設運営事業においては、タイム24のスモールオフィスを対象に新たにインキュベーション・マネージャーを配置するなど、起業家への支援を強化する。
- ③ デザイン力を強化した製品開発を図ろうとする中小企業を対象とするセミナーを開催するほか、新たな自社商品を開発したい中小企業とデザイン系大学との新製品の共同開発を支援する。
- ④ 新たな成長産業として期待されているスマートグリッドに関するセミナーを開催する。
- ⑤ 都内中小企業者等の技術力の強化及び新分野の開拓を促進するため、実用化見込のある新製品や新技術の研究開発、サービス業等が外部の技術を活用して行う技術開発の取組みを支援する。
- ⑥ 知的財産総合センター事業においては、相談件数の増加を踏まえ、知的戦略アドバイザーを増員し、中小企業が保有する知的財産の保護及び活用の促進を図る。
- ⑦ 資金調達力の弱い中小企業等が必要とする設備の導入・調達を支援するため、公社が設備を購入し、中小企業等に低廉な価格でリースを行う。
- ⑧ 人材確保に向けた相談対応や、中小企業の要望・状況に応じた体系的な人材育成策の提案及び研修のコーディネートを実施し、中小企業における人材育成を総合的に支援する。
- ⑨ ものづくり中小企業の新製品開発とその事業化を通じた高付加価値化、自立化を支援するため、ワークショップ形式や専門家の個別指導により、新製品開発の初期段階から販売に至るまで段階ごとの指導を行う「事業化チャレンジ道場」事業を実施する。

3 企業の販路開拓を強力に支援

- ① ニューマーケット開拓支援事業では、商社OB等であるビジネスナビゲータの持つネットワークを活かし、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカー等へ紹介し、取引マッチン

グの機会を創出するほか、「売れる製品・技術」として育てるための助言等を行う。

- ② 中小企業の海外販路開拓を支援するため、海外展開相談窓口を設置するほか、関係機関と連携して国内及び海外における支援ネットワークを構築し、海外展示会への出展支援や中小企業と商社とのマッチングに取り組む。
- ③ 市場開拓助成事業では、新たに都市課題解決のための技術戦略プログラムを申請要件に加え、中小企業の販路開拓を支援する。
- ④ 東京都立産業貿易センター（浜松町館・台東館）の指定管理者として、都内中小企業団体等の見本市・展示会の開催を支援する。さらに、当センターを公社自らも活用し、今後の成長が見込まれる分野に重点を置いた展示商談会を開催する。

4 都内中小企業が直面する経営上の課題に関する支援

- ① 専門家を配した総合相談窓口を設置し、ワンストップ体制で対応するほか、中小企業の要請に基づき専門家の現地派遣を実施する。
- ② 発注企業の巡回強化や取引改善に関する指導体制の充実を図り、下請取引企業の受注確保・適正取引を支援する。
- ③ 事業承継や事業再生の課題を抱える中小企業に対し、相談体制を整備するほか、普及啓発のためのセミナーや調査経費を助成する仕組みの構築により、事業承継や事業再生を効果的に推進する。
- ④ 中小企業のニーズに合った人材育成を支援するため、階層別研修や実務研修、ITやISOをテーマにした研修などを実施する。
- ⑤ 中小企業が人材確保等を目的として福利厚生の実施を図ることを支援するため、健康増進施設提供事業（JOYLAND）や共済事業を実施する。

5 地域産業に対する支援

- ① 支社の経営相談においては、城南、城東支社でも弁護士相談を開始し、地域の中小企業の利便性を図る。
- ② 多摩地域等において、計測・分析器、半導体、電子デバイス、ロボットなど、中小企業が有する高度な技術が活用できる産業の育成を促進する。
- ③ 商店街活動の中心となるリーダーを育成する「商店街リーダー塾」、商店街の将来を担う若手商人を対象とした「商人大学校」を開催する。また、新たに「小売商業後継者育成・開業支援」事業を実施し、商店街の活性化を推進する。
- ④ 東京の伝統工芸品産業を支援・育成していくため、新しいデザインや新素材・新技術を取り入れた製品開発等を競う「東京都伝統的工芸品チャレンジ大賞」を開催する。また、後継者育成を目的とした、研修会を実施する。
- ⑤ 業務連携・協働に関する覚書を締結する団体（区市町村・金融機関等12団体）との一層の連携強化のため、必要に応じて共同事業や情報交換会等を実施し、地域産業の活性化を図る。

Ⅱ 実施事業

1 総合支援事業

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 7 条第 1 項に定めのある、東京都が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行うことができる「指定法人」として中小企業の経営に関する総合的な相談をワンストップ体制で実施するとともに、相談内容に応じて公社の各支援事業や他の支援機関と効果的に連携して対応する。

（１）総合相談事業（都補助事業）

- ① 月曜日から金曜日まで毎日、中小企業診断士、弁護士等の専門家を 5 名配置した総合相談窓口を設置し、中小企業の相談にワンストップ体制で対応する。（相談・助言の実施：10,500 件）
- ② 相談内容に応じ公社の各支援事業や他の支援機関と連携し、効果的なフォローアップを行う。
- ③ 城東・城南・多摩支社を結ぶ支援ネットワークシステムを活用して、公社全体で企業情報や相談内容を共有し、相談事業の一体的運営を図る。
- ④ 週に 1 日間相談時間を延長し、夜間相談のニーズに対応する。

（２）専門家派遣事業（都補助事業）

- ① 中小企業の要請に基づき、公社登録の専門家を直接現地に派遣し、きめ細かな経営支援を行う。（派遣回数：760 回）
- ② 中小企業診断士、IT コーディネータ、税理士、ISO 審査員などの経験豊富な民間の人材を専門家として登録し、中小企業の多様な支援ニーズに対応する。

2 マーケティング支援事業

優れた製品開発力や技術力を持ちながら売上拡大になかなか結び付けられない中小企業を対象に、販路開拓などのマーケティング支援を実施する。

（１）ニューマーケット開拓支援事業（都補助事業）

- ① 都内中小企業の優れた製品・技術を商社やメーカー等へ紹介し、販路拡大を支援するため、実践的な営業経験や開発経験を有する大企業等のOB60 名をビジネスナビゲータとして委嘱し、開発企業や商社・メーカー等への積極的な訪問を通じて製品の内容やニーズの把握に努めるとともに、豊富な企業ネットワークを活用して取引マッチングの機会を創出する。（企業巡回等：14,400 件）
- ② 支援製品が「売れる製品」となるよう、改良に向けた助言等による「ハンズオン支援」を行う。
- ③ 成約件数の増加に向けて、優れた製品・技術の発掘に努め、各支援機関等とより一層の連携を図る。さらに専門的かつ効率的な販路開拓支援を実施するため、販売対象先や開催テーマを絞った「東京都新技術・新工法展示商談会」を開催すると共に、各種展示会等に参加し積極的にPR

を行う。（新規支援製品件数：110 件以上、成約件数：170 件以上）

3 創業支援事業

創業予定者や創業間もない企業を対象に総合的な支援を実施し、創業の促進や当該企業の育成を図る。

（１）起業化支援事業

① TOKYO起業塾（都補助事業）

ア 創業を志す人、創業間もない人を対象に、創業を円滑に進めるための起業セミナーを開催するとともに、創業時サポートの実施や交流機会の提供など、創業の各段階に応じた総合的支援を行う。

イ TOKYO起業塾による支援の特徴等を説明する「コースガイドンス」を実施して広報の強化を図るとともに、区市や公社内他課事業との連携により、受講生をセミナー・交流会へ積極的に誘導する。

ウ 創業時サポートとして専門家を活用した現地支援(20 件)の実施により創業時の多様な問題を解決するとともに、創業の最大の課題である資金調達については、日本政策金融公庫や東京信用保証協会と連携して講座や相談等の実施により支援を強化する。また、フォローアップとして、受講生間の交流等を図るとともに、起業に関する相談、事業計画策定に関する助言を行う。

支援概要		規模
コースガイドンス	TOKYO起業塾による支援の特徴や起業事例等を説明	2 回（9 月・3 月）各 20 名
起業セミナー （土日開催） （有料）	創業入門コース	2 回 2 日間 各 100 名
	女性起業家コース	各 1 回 5 日間 40 名
	ベンチャー起業家コース	
	起業家ステップアップコース	
	社会的起業家コース	
	シニア起業家コース	
合 計		延べ 7 回 29 日 400 名
創業時サポート	起業プランづくりから成長段階に応じた実務的な相談、助言等	50 企業
出合いの場	創業者間の交流	2 回 各 30 名
	企業との交流	2 回 各 45 名
	投融资支援機関等との交流	2 回 各 30 名

② 学生起業家育成支援事業（都補助事業）

学生が企画したビジネスプランを競う「学生起業家選手権」を開催し、学生の起業家マインドの醸成及び学生発の優れたベンチャー企業の輩出を目指す。1 年目の選手権事業では、学生のプレゼンテーション能力・経営能力の育成及び起業家精神の醸成を図り、2 年目の育成事業では、優秀賞受賞者（3 組以内）に対し、法人設立及び事業化に向けた継続的支援を行う。

(事業の流れ) 選手権事業 (1 年目) : 公募→書類審査→面接審査→決勝大会

(ブラッシュアップセミナーを随時開催)

育成事業 (2 年目) : 公社各種事業メニューを活用した起業化に向けた支援→審査会→
法人設立→フォローアップ

- ③ 創業に関するセミナー・相談等「東京しごとセンター」事業の支援 (東京しごと財団受託事業)
公益財団法人東京しごと財団が運営する「東京しごとセンター」に専門相談員を配置し、創業を志す人からの相談等に応じるとともに、センター主催の創業支援セミナーの企画に関し助言等を行う。

(2) 創業支援施設運営事業

- ① 創業支援機能の運営 (都補助事業)

臨海副都心のタイム 24 ビルの一部フロアにおいて、創業支援施設であるインキュベータオフィス及びスモールオフィスの管理運営を行う。スモールオフィスについてはインキュベーションマネージャーによる支援を行う。

施設名	場 所	概 要
タイム 24 ビル	江東区青海	・インキュベータオフィス 27 室 (平成 8 年開設) ・スモールオフィス 38 室 (平成 13 年開設)

- ② 創業支援センターの運営 (都補助事業 (施設管理のみ都受託事業))

東京都の空き庁舎を利用した創業支援施設である「ベンチャーKANDA」と社会的課題を解決するためのビジネスを創業する個人、企業等を支援する「ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA」の管理運営及びインキュベーション・マネージャーによる経営支援を行う。

施設名	開設年	場 所	概 要
ベンチャーKANDA	H22	千代田区	25 室
ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA	H23	墨田区	20 室

- ③ 研究開発型創業支援施設の運営 (都受託事業)

都保有の白鬚西地区の共同利用工場内にある研究開発型創業支援施設「白鬚西 R&D センター」の管理運営及びインキュベーション・マネージャーによる支援を行う。

施設名	開設年	場 所	概 要
白鬚西 R&D センター	H19	荒川区	インキュベータファクトリー 21 区画・共同利用工場

- ④ 多摩創業支援施設の運営 (都補助事業)

産業サポートスクエア・TAMA内において「インキュベーションオフィス・TAMA」の管理運営及びインキュベーション・マネージャーによる支援を行う。

施設名	開設年	場 所	概 要
インキュベーションオフィス・TAMA	H22	昭島市	インキュベータオフィス 6 室、共用会議室、共用応接室

⑤ チャレンジプラザGINZA事業（公社自主事業）

チャレンジプラザGINZAをパーテーション型のインキュベータオフィスに転換し、特に支援の必要が高いと認められる公社利用企業に創業の場を提供するとともに経営サポートを行う。

施設名	開設年	場 所	概 要
チャレンジプラザ GINZA	H22	中央区	12室→3室（H24～）

⑥ 創業支援施設研修会・経営相談等ソフト支援事業

ア 入居企業に対し、研修会・出張相談・入居者交流会などのソフト支援を継続的に実施するとともに、退去後も必要に応じ支援を行う。東京信用保証協会や日本政策金融公庫とも連携し、支援内容の充実を図る。

イ 区・市等の創業支援施設運営機関と連携し、運営者同士の交流会を開催するとともに、公社ホームページ上で各施設の入居者募集情報等を発信する。

4 経営革新等支援事業

新たな事業展開や新製品・新技術開発などにより経営の革新を図ろうとする中小企業を対象に、創造的・革新的な事業プランに対する事業可能性の評価や、産産・産学連携の促進などを実施するとともに、総合的・継続的な支援を行う。

（１）事業可能性評価事業（都補助事業・公社自主事業）

- ① 事業可能性評価事業への申し込みを促進するため、創業や第二創業を目指す経営者を対象に、自社の強みと顧客視点を踏まえた具体性のある事業プランの作成を支援するためセミナーを開催する。（開催：2回 計20名）（公社自主事業）
- ② プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが、事業プランに対して、技術力、商品力、事業の成長性、経営者の能力などを評価し、課題がある場合は解決に向けた指導、助言を行う。特に、事業プランを作成していくうえで大きな課題である資金・販売計画等に係る支援を強化していく。また、専門家で構成する「事業可能性評価委員会」での最終評価に向けた事業プランの作成等の支援も併せて行う。
- ③ 「事業可能性評価委員会」において「事業の可能性あり」と評価を受けた事業プランに対しては、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが公社各課と連携して事業の立ち上げから事業化までの継続的支援を行う。
- ④ 新たなビジネスチャンスの可能性を探るため、継続支援企業同士の交流を支援する。

評価事業プラン	80件
事業可能性 評価委員会	年12回開催 委員7名（プロジェクトマネージャー、中小企業経営者、公認会計士、弁理士、学識経験者等）
事業の流れ	事業計画公募→申込→事前評価→事業可能性評価委員会→継続的支援

（２）中小企業育英資金事業（公社自主事業）

公社が支援する中小企業の中で、優れた技術力を活かした新規性のある事業プランを有し、確実な成長が期待できる企業に対して所管課の推薦を受けた上で、外部専門家も含めた審査会を経て、必要な資金を交付する。また、交付後は推薦した所管課が中心となって、当該企業の成長に向けて、公社各課との連携によるハンズオン支援を継続的に行う。

（３）産産・産学連携支援事業

中小企業が新製品・新技術を開発する際に直面する課題を、大手企業や大学等が有する技術やノウハウを活用して解決することを目的に、中小企業と大学、大手メーカー、研究機関とのマッチングを行う。

① 広域産産連携支援事業（都補助事業）

中小企業と大手メーカー・研究機関の連携による共同の研究開発を促進するため、交流会等を開催するとともに、共同の研究開発につなげるためのコーディネート支援を行う。

ア 普及啓発セミナー

大手メーカー等との連携に必要な知見について、課題解決の視点も取り入れたセミナーを開催する。（開催：２回 計 100 社）

イ コラボレーション交流会

研究開発・基盤技術型中小企業と特定する大手メーカー等が連携確立に取り組む起点として、両者のマッチング交流会（個別面談会・製品展示会・情報交換会）を開催する。（開催：１回 50 社）

ウ コラボレーション研究会

研究開発・基盤技術型中小企業と大手メーカー等の連携機会の拡大と効果的な連携確立を図るため、連携テーマや技術的課題を絞り込み、両者の相対による研究会を開催する。（開催：２回 計 30 社）

エ コーディネータによるフォローアップ

連携に係る課題を解決し、共同研究開発への円滑な移行を促進するため、交流会・研究会参加企業を対象に５名のコーディネータによる継続的ハンズオン支援を行う。

② 産学連携支援事業（公社自主事業）

ア 産学連携研究会

新製品・新技術開発に取り組む中小企業が、大学との連携を深め、事業化につながるシーズ等について検討し、絞り込みを行う場として研究会を開催する。

イ コーディネータによるフォローアップ

中小企業と大学の円滑な連携確立を促進するため、コーディネータを活用し、参加企業に対するフォローアップを行う。

（４）高度化資金事業（都受託事業）

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため、高度化事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構・東京都の協調貸付）の適用を受け集団化・共同化・協業化など政策性の高い事業を行う場合に、公社が当該組合等に対する診断・助言・指導を行い、高度化事業の円滑な推進を図る。（計画診断 5 組合、運営診断 6 組合、事後指導 21 組合）

また、3 組合を対象に特別指導を実施する。

（５）デザイン支援事業（都受託事業）

① デザイン導入・活用支援事業

ア デザイン導入支援セミナー

デザイン力を強化した製品開発を図ろうとする中小企業を対象とするセミナーを開催し、デザインの機能や導入方法、成功事例等を紹介する。セミナーのテーマは、過去の参加者アンケートや窓口における相談内容など企業ニーズを踏まえて設定するほか、積極的PRを行い参加者の増加を図る。（開催：4 回 各 50 名）

イ 東京デザイナー情報（デザイナーデータベース）

中小企業との連携を望む優秀なデザイナーを登録し、公社ホームページ上で公開するとともに、デザイナーとのマッチングを希望する中小企業に対し、デザイナーの専門分野を踏まえた紹介を行う。

ウ デザイン活用ガイド

売れる製品・商品づくりのためにデザインの導入を考えている中小企業に向け、デザインを活用する上の基礎知識や市場を意識したデザイン戦略、デザイナーの活用方法等を記したガイドブックを作成・配布する。

エ デザイン関連事業パンフレット

公社・東京都・東京都関連団体で実施しているデザイン関連事業を一つにまとめたパンフレットを作成・配布して、中小企業への周知を図る。

② 産学連携デザインイノベーション事業

中小企業の商品の付加価値を高め、競争力を強化していくため、新たな自社商品を開発したい中小企業とデザイン系大学の学生が互いの強みや技術、発想を生かし、共同で新たな商品開発を行う。大学と企業のマッチングから共同開発終了にいたるまでの進行管理、調整事務等を行うとともに、成果事例集を作成する。また、商品化支援の一つとして、成果を発信するための展示会出展を行う。

（プロジェクト参加企業 10 社、参加大学 10 大学）

（６）九都県市共同産産マッチング事業（都補助事業）

首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の自治体及び中小企業支援機関と連携し、各行政区域内の中小企業と中小企業の技術力や高付加価値製品を求める大手企業等をマッチングさせ、取引促進及びそれによる技術力向上等の促進を図るための九都県市合同による商談会を開催する。（開催：1 回）

（７）被災県等中小企業ビジネス革新支援事業（都補助事業）【新規】

東日本大震災の影響により、東日本全体における産業活動の停滞や産業空洞化が懸念されているなか、大手企業の研究開発部門と都内中小企業及び被災地等中小企業との連携・協働を促進し、新たなものづくりビジネスの広域連携モデルを創出する。

ア コーディネータの派遣（3 名/各 132 日）

イ プレゼンテーション研修の実施（1 回）

ウ 大手企業開発試作部門とのマッチングセミナーの開催（1 回）

（８）東京ブリッジヘッド事業（都受託事業）

東京進出に意欲的な地方の中小企業にオフィスを提供するだけでなく、東日本大震災により被害を受けた被災県の中小企業にも施設を提供し、顧客との取引継続の拠点として活用することにより、被災県の復興に資する支援に取り組んでいく。

施設名	場所	支援概要
東京ブリッジヘッド	港区芝浦	・簡易型シェアード型オフィス(1ブース 3.3 ㎡) (民間ビルの1フロア (256.6 ㎡) を賃借し、 パーティションにより 24 区画に仕切る (うち、 震災対策分 18 区画) ・東京進出コーディネータによる経営支援

（９）その他支援事業

① 経営革新計画申請支援事業（都受託事業）

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の策定に関し、中小企業者からの相談に応じるとともに、経営革新計画の申請を受け付け、東京都が開催する承認審査会上程する。

② 経営革新フォローアップ事業【新規】（公社自主事業）

公社の支援を受けて経営革新計画の承認を受けた企業に対し、計画の実行可能性を高めるため、公社職員及び専門家が訪問し必要なアドバイス等を提供する。

③ スマートグリッドセミナー事業【新規】（公社自主事業）

現在、世界各地で実証実験などが行われ、新たな成長産業として期待されているスマートグリッドに関するセミナーを計 6 回開催し、都内中小企業の製品開発等に資する情報を提供する。

5 事業承継・再生支援事業

経営環境の変化や後継者等の理由から事業承継の課題を抱える中小企業、過剰な債務はあっても事業の可能性のある中小企業に対応するため、相談体制を整備するとともに、専門家等と連携して、総合的に支援を行う。

（１）事業承継・再生支援事業（都受託事業）

① 総合的な相談体制の整備（相談件数：600 件、総合的支援：60 件）

- ア 相談窓口の開設及び訪問相談体制の整備
- イ 事業・財務分析等の実施（企業が有する本質的な問題の把握）
- ウ 事業承継・再生推進委員会の開催
- エ 事業承継方針、再生方針の策定、提示
- オ 公社各支援事業や関係機関等との連携による支援

② 事業承継普及啓発セミナー

事業承継に際し必要となる考え方や取り組みについて普及啓発を図るため、セミナーを開催する。
(開催：2 回（区部・多摩各 1 回）)

③ 事業承継塾

後継者等の育成を図るため、承継戦略の策定に長けた実務家を講師として、事業承継に必要な経営知識の習得を支援する。（開催：4回（区部・多摩各2回））

（２）事業承継・再生出口支援強化事業【新規】（公社自主事業）

事業承継・再生推進委員会の上程企業を対象として国内外に向けた市場開拓等で必要となる調査経費等の一部を助成することにより、事業承継や事業再生を効果的に推進する。

６ 下請企業等振興事業

都内製造業者の大半を占める下請中小企業の振興と経営の安定を図るため、取引情報の提供や経営改善指導を実施する。

（１）下請企業振興事業（都補助事業）

① 取引情報収集及び提供

ア 公社に登録した中小企業に対し、希望により発注企業と受注企業の上に立つて取引条件等を把握し、企業巡回時又は公社ホームページにおいて情報提供を行う。（取引情報提供：2,600件）

イ 企業巡回では、取引情報の提供のほか、経営能力や技術開発力の向上を促すため企業への助言等を行う。また、昨今の景気低迷による受注減に対応するため、大手企業等に対し発注開拓を行い、案件の確保に努める。さらに、優れた製品・技術を保有する企業を発掘し、公社ホームページ等で紹介するとともに、ニューマーケット開拓支援事業と密接に連携し、取引拡大を支援する。（巡回：5,400件（うち発注企業2,400件、受注企業3,000件）、専門調査員による巡回：600件）

ウ 取引情報の一層の充実を図るため、公社と各区の相談窓口を結ぶオンラインネットワークを活用するなど区と密接に連携する。

エ 取引情報提供等を密に行うことにより登録企業へのサービス向上を図るとともに、積極的に登録を促すなど新規登録の拡大に努める。（新規登録：800社）

オ 親企業と下請企業の連携を促進し、取引適正化を推進するための下請企業取引対策商談会を開催する。（開催：2回）

② 取引改善指導（苦情紛争処理（ADR）・取引条件等改善講習会等）

ア 下請取引に係る紛争解決のため、法務大臣のADR認証を取得した下請取引紛争解決センター（通称「下請センター東京」）を配置し、迅速かつ効果的な相談・助言及び調停・あっせんを実施する。解決困難な相談案件については、弁護士の意見・助言を受けて公正・的確な解決を図る。（苦情相談：300件、調停・あっせん：35件）

イ 本社に2名、三支社にそれぞれ1名、合計5名の取引適正化相談員を配置し、巡回等により下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、下請中小企業振興法及び中小企業庁の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を行う。（巡回：1,000件）

ウ 発注企業を主たる対象とする「取引条件等改善講習会」を財団法人全国中小企業取引振興協会との連携により開催する。（開催：4回（本社・三支社各1回））

エ 取引契約に関する講習会を開催し、下請取引に必要となる外注（下請）取引基本契約書の作成方法を説明する。（開催：4回）

オ 経営基盤向上等講演会を開催し、大企業の下請取引関係の変化や生産拠点の移転等の動向について説明するなど、下請中小企業が生き残るための知恵や戦略立案の手法を提供する。（開催：2回）

③ 展示会共同出展支援

東京ビッグサイト等で開催される大規模な専門展示会に中小企業と共に共同出展し、取引機会の拡大と新規取引先の開拓を支援する。

（２）異業種交流グループ支援事業（公社自主事業）

公社が支援してきた 20 の異業種交流グループによる「公社支援グループ連絡会」を開催し、各グループの活動状況報告を行うなど、各グループの活性化及び相互の連携強化を図る。（開催：1回）

（３）ビジネスチャンス提供事業（公社自主事業）

企業の販路拡大やビジネスパートナーとの出会いを促進するため、企業広告誌「ビジネスサポート T O K Y O」（掲載料は有料）を月刊で発行する。（部数：22,000 部／月）

（４）被災地企業コラボレーション商談会事業（都補助事業）【新規】

東日本大震災により被災した東北 3 県（岩手・宮城・福島）の中小企業に対する復興支援として、東京の企業を中心に、新規需要の創出や技術連携等につながる発注案件を有する企業（中小企業・大企業を含む）を募り、被災各県へ出向く形式での商談会を開催し、取引機会の創出を図る。（開催：岩手県・宮城県・福島県各 1 回、計 3 回）

7 知的財産活用支援事業

都内中小企業による知的財産の創造、保護及び活用の促進を通じ、競争力ある中小企業を創出し、もって東京の産業を活性化するため、知的財産に係る総合的・専門的な相談及び情報提供事業等を実施する東京都知的財産総合センター事業を運営する。

（１）知的財産総合センター事業（都受託事業）

① 相談・指導

ア 知的財産に関する高度な専門知識と経験を有するアドバイザーを配置し、中小企業の知的財産に関する相談に対応し、必要な指導を行う。

イ 特許明細書や契約書の確認など、より専門性の高い相談については、知的財産に精通した弁護士、弁理士等を専門相談員として委嘱し、アドバイザーと連携して対応する。

ウ 外国における出願や侵害対応等に関する相談の増加を踏まえ、同分野に精通した弁理士及び弁護士等を国ごとに委嘱し、係る相談に対応する。

拠点	所在地	知財戦略アドバイザー	知的財産アドバイザー
知的財産総合センター	台東区台東 1-3-5	7 名	3 名
城東支援室	葛飾区青戸 7-2-5	—	1 名
城南支援室	大田区南蒲田 1-20-20	—	1 名
多摩支援室	昭島市東町 3-6-1	1 名	1 名

② 普及啓発

知的財産の普及啓発を図るため、中小企業の経営者、実務担当者などを対象とするフォーラム（シンポジウム）及びセミナーを開催する。特に実務担当者向けセミナーや国別の出願セミナー等の充実を図る。

③ 情報の収集及び発信

中小企業経営者を対象とするマニュアルの作成、ホームページの拡充、展示会への出展、及びリーフレットの作成等を通じ、知的財産に関する情報発信を行う。

また、インターネットを活用した「弁理士マッチング支援システム」を運営し、中小企業と弁理士の出会いの場を提供する。

（２）知財戦略導入支援事業（ニッチトップ育成支援事業）（都受託・補助事業）

① ハンズオン支援

独自の優れた技術・製品を有する中小企業が得意分野における世界的地位を確保できるよう、高度な知的財産戦略の策定・実行に向け、継続的な相談・指導等を行う。（支援期間：3 か年、目標：新規選定 10 社）

② 知財関連助成事業

ア 外国特許出願費用助成

優れた製品・技術を有し、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対し、外国への特許出願に要する経費の一部を助成する。

イ 外国意匠・商標出願費用助成

識別力のある商標や審美性のある意匠等を有し、それらを活用して海外における事業展開を図る中小企業に対し、外国への意匠・商標出願に要する経費の一部を助成する。

ウ 外国侵害調査費用助成

中小企業が外国における権利侵害の調査を実施する場合の経費や、侵害品の鑑定費用、警告や交渉に要する費用、模倣品が国内に入ること阻止する「水際対策」に係る費用等の一部を助成する。

エ 特許調査費用助成

中小企業が新製品・新技術を開発するに当たり、開発テーマを的確に選定し、「強い特許権」を効果的に取得するために必要な特許調査費用等に係る経費の一部を助成する。

種類	助成率	助成限度額	予定件数	予定金額
外国特許出願費用助成	1/2 以内	300 万円	50 件	150 百万円
外国意匠・商標出願費用助成		60 万円	20 件	12 百万円
外国侵害調査費用助成		200 万円	3 件	6 百万円
特許調査費用助成		100 万円	2 件	2 百万円

（３）特許情報活用等支援事業（公社自主事業）

特許情報の効果的な活用を図るため、特許情報の検索・活用に関する相談・指導及び講習を行う。

８ 国際化支援事業

都内中小企業による海外取引及び海外展開等を支援するため、各種事業を実施し、国際化の面から中小企業の発展と東京の経済の活性化を図る。

（１）海外販路開拓支援事業（都補助事業）

世界に通じる可能性を秘めた商品力を持ちながら、外国語に対する不安や貿易実務の経験不足などから海外展開に踏み切れない中小企業を支援する。

① 海外販路開拓支援セミナー

海外販路の開拓を希望する中小企業にノウハウを提供するため、各関係機関と連携し、特にニーズの高い国・地域（主にアジア）への販路開拓に関するセミナーを開催する。（年３回）

② 海外販路ナビゲータによるハンズオン支援

海外ビジネス事情に詳しい企業等のＯＢを海外販路ナビゲータとして配置し、専門商社のネットワークを活用しながら海外市場での販売を目指す。海外販路ナビゲータは、海外取引を志向する企業の発掘から商材の目利き、専門商社等への仲介・進行管理等を行う。仲介する専門商社等は、海外市場で中小企業の商材を販売し、与信リスクや代金回収等を担う。

③ 海外ビジネス拠点の設置

主要市場であるアジア地域については、商社等と業務委託契約を締結し、現地の最新情報収集や市場調査を行う拠点（ビジネスデスク）を設置する。

④ 海外ビジネススタートアップセミナー

海外販路開拓の意欲はあるが、貿易経験の未熟な中小企業を主な対象とし、海外ビジネススタートアップセミナーを開催する。（年２回程度）

⑤ 海外展示会出展支援

都内中小企業の商材にあわせた効果の高い海外展示会・見本市への出展を支援し、販路開拓及びビジネスチャンスの拡大を図る。

（２）グローバル化対応事業（公社自主事業）

貿易に関する全般的な相談に対応する相談窓口を設置するほか、海外に精通した様々なノウハウを持つ機関の連携・ネットワーク化を図り、支援機能を強化する。

① 海外展開相談窓口の設置

貿易取引や海外投資等に精通する専門相談員を配置した「海外展開相談窓口」を設置し、輸出・輸入、海外投資、安全保障貿易管理など海外展開全般に関する相談に対応する。また、海外販路開拓を目指しながらも準備不足等により輸出対応が未熟な場合にもアドバイスを行う他、JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）や一般財団法人安全保障貿易情報センター等と必要に応じて連携しながら適切な相談対応を図る。（窓口開設：週５日）

② 海外ネットワークの構築

職員による現地出張や展示会開催等を通じて支援機関・団体等とネットワークを構築することで現地の連携拠点を確保し、中小企業の海外展開支援機能を強化する。

（３）海外取引斡旋事業（都受託事業）

- ① 海外取引の拡大を支援するため、都内中小企業等の企業情報をデータベース化し、国際化支援室ホームページから日英二カ国語で世界に向け発信する。また、企業・団体情報の新規登録を促進するとともに、既存情報の更新を行い、データベースの充実を図る。（ホームページのアクセス：年 300 万 P V（ページビュー）、登録企業等：6,000 件）
- ② 海外からの取引候補企業の紹介依頼に対し、登録企業を中心に紹介するとともに、登録企業のみで不十分な場合は関係機関等に照会したうえで回答する。また、引合案件の一部をホームページに掲載し、ビジネスチャンスの拡大を図る。（引合：900 件、斡旋：3 万件）
- ③ 海外取引関連資料コーナーで、図書、無料刊行物、パンフレット等を利用者の閲覧に供する。また、中小企業の国際化に有益な図書等の購入や資料の収集により、資料閲覧コーナーの充実を図り、閲覧者への情報提供を行う。

（４）貿易実務講習会開催事業（公社自主事業）

貿易実務に精通した企業内人材の養成を目的に、主に中小企業を対象として貿易に関する講習会を開催する。講座は輸出入に関する基礎知識から実務者向けまで受講者の経験・習熟度に応じた幅広いクラスを設定する。（開催：12 回・のべ 385 名）

（５）輸出信用補償債権管理事業（都受託事業）

独立行政法人日本貿易保険（2001 年 3 月末まで経済産業省）が実施する輸出手形保険に対し、東京都は昭和 29 年より上乗せ補償を行ってきたが、需要の減少により事業の存在意義が薄れたため、新規てん補契約は平成 13 年度に終了した。その未回収債権の管理業務を行う。

9 助成金事業

「技術革新基金」（平成 15 年設置）等を活用して中小企業の技術開発等を支援するため、各種助成事業を実施する。

（１）中小企業経営・技術活性化支援事業（都補助事業）

- ① 新製品・新技術開発助成（助成率 1/2 以内、助成限度額 15 百万円、予定件数 64 件）
都内中小企業者等の技術力の強化及び新分野の開拓を促進するため、実用化見込のある新製品や新技術の研究開発、サービス業等が外部の技術を活用して行う技術開発の取組みに要する経費の一部を助成する。企業単独による取組みに限らず、異分野の中小企業グループ又は産学官連携による取組みも対象とする。
- ② I S O 取得支援助成（助成率 1/2 以内、助成限度額 1.3 百万円、予定件数 45 件）
品質管理及び品質保証の国際規格 I S O 9001 又は環境管理の国際規格 I S O 14001 の認証取得

に要する審査経費の一部を助成する。

③ 市場開拓助成（助成率 1/2 以内、助成限度額 3 百万円、予定件数 65 件）

都及び公社の支援を受けて開発した新製品・新技術等の販路を開拓するため、国内外の見本市への出展及び広告掲載に要する経費の一部を助成する。今年度は、新たに「都市課題解決のための技術戦略プログラム製品開発プロジェクト助成事業」を申請要件に加え、事業利用者の拡大を図る。

（金額単位：千円）

事業区分	助成計画			助成率	助成限度額	予定件数
	24年度	23年度	増減			
(1) 中小企業経営・技術活性化支援事業	605,000	560,000	45,000	-	-	-
①新製品・新技術開発助成事業	455,000	455,000	0	1/2以内	15,000	64
②ISO取得支援事業	30,000	55,000	▲25,000	1/2以内	1,300	45
③市場開拓助成事業	120,000	50,000	70,000	1/2以内	3,000	65
(2) 商店街パワーアップ基金事業	100,000	134,000	▲34,000	1/2以内	20,000	10
(3) 都市課題解決のための技術戦略プログラム事業	80,000	80,000	0	2/3以内	20,000	4
(4) 航空機産業への参入支援事業	22,480	22,480	0	-	-	-
①JISQ9100認証取得助成事業	3,000	3,000	0	1/2以内	3,000	1
②NADCAP認証取得助成事業	13,000	13,000	0	1/2以内	6,500	2
③PMA部品試作・初回製品検査等助成事業	6,480	6,480	0	10/10以内	2,160	3
(5) 基盤技術産業グループ支援事業※	-	-	0	-	-	-
(6) ものづくり産業基盤強化グループ支援事業	200,000	200,000	0	1/2以内	50,000	4
(7) 地域中小企業応援ファンド助成事業※※	192,220	192,220	0	1/2以内	8,000	45
(8) 展示会等出展支援助成事業	168,000	294,400	▲126,400	2/3以内	1,000	200
(9) 小売商業後継者育成・開業支援事業【新規】	11,200	-	11,200	1/2以内	500	40
(10) 中小企業向け電力自給型経営促進事業【新規】	3,500,000	7,440,000	▲3,940,000	-	-	-
①自家発電設備導入費用助成	3,500,000	6,500,000	▲3,000,000	1/2以内	15,000	104
②被災地事業継続特別支援事業※※※	-	940,000	▲940,000	1/2以内	80,000	-
合 計	4,878,900	8,923,100	▲929,000			

※22年度で新規募集終了し継続支援を実施

※※事業者への支援分（地域資源活用イノベーション創出助成金）

※※※23年度で新規募集終了し継続支援を実施

（２）商店街パワーアップ基金事業（都受託事業）

商店街組合等の役員の高齢化や後継者不足による商店街活動の停滞や空き店舗問題などに対応し、商店街の活性化及び財務基盤の強化を図るため、助成等の支援を行う。商店街の会員等が株式会社やNPO法人等を設立する場合や、商店街と協定等を締結した中小企業、NPO法人等が商店街の活性化を図るプロジェクトを実施する場合に経費の一部を助成するとともに、必要に応じアドバイザーの派遣等による経営支援を行う。（助成率 1/2 以内、助成限度額 20 百万円、予定件数 10 件）

① (パートⅠ) 会社等設立・活性化プロジェクト

ア 支援対象

会社・NPO法人を設立する予定の都内商店街の会員(個人)

イ 助成対象経費

法人設立等に係る経費、設立された法人が商店街活性化のために行うプロジェクト経費

② (パートⅡ) 商店街活性化プロジェクト

ア 支援対象

商店街との協定等に基づいてプロジェクトを実施する中小企業、NPO法人、商工団体

イ 補助対象事業

ショッピングセンター等の運営、空き店舗を利用したテナント事業、IT統合システムの構築など、商店街の活性化を目的とした先駆性、モデル性又は広域性のあるプロジェクト

(3) 都市課題解決のための技術戦略プログラム事業(都補助事業)

東京都が策定する「技術戦略ロードマップ」に沿った技術開発や製品開発を促進するため、先進的で事業可能性の高い中小企業等の製品開発プロジェクトを選定し、開発に要する経費の一部を助成する。(助成率 2/3 以内、助成限度額 20 百万円、予定件数 4 件)

(4) 航空機産業への参入支援事業(都補助事業)

① JISQ9100 認証取得助成事業

技術的波及効果が大きく、高い成長性が見込まれる航空機関連産業への中小企業の参入を促進して都内中小企業の成長・発展を図るため、足がかりとして JISQ9100(航空宇宙特有のセクター規格)の認証取得に要する経費の一部を助成し、高度な品質管理体制の確立を図る。(助成率 1/2 以内、助成限度額 3 百万円、予定件数 1 件)

② NADCAP 認証取得助成事業

JISQ9100の認証を取得している企業が航空機産業の特殊工程(溶接、表面処理等)について、さらに高位なNADCAPの認証を取得するための経費の一部を助成する。(助成率 1/2 以内、助成限度額 6.5 百万円、予定件数 2 件)

③ PMA 部品試作・初回製品検査等助成事業

PMA(認証済み交換部品)市場への参入支援のため、対象商品選定や初回製作の試作品を作成する経費の一部を助成することで、参入モデルの確立を図る。(助成率 10/10 以内、助成限度額 2.16 百万円、予定件数 3 件)

(5) 基盤技術産業グループ支援事業(都補助事業)

ものづくりを支える基盤技術分野における中小企業の技術力の向上と受注機会の増大を図るため、コーディネート企業を中心とした「ゆるやかな企業グループ」を形成し、連携により受注体制の強化と技術力向上を目指す取組みに対し経費の一部助成等を行う。(助成率 1/2 以内、助成限度額 50 百万円、平成 22 年度で新規募集は終了)

① 支援対象

一括発注・ユニット発注に対応できる受注体制強化と技術力強化の取組みを併せて行う中小企業のグループ又は組合

② 支援内容

経費の一部助成のほか、プロジェクトマネージャーによる進行管理、運営のサポート、助言等を行う。（年間 50 日以内）

（６）ものづくり産業基盤強化グループ支援事業（都補助事業）

都内ものづくり中小企業の製品競争力と経営基盤強化を促進し、日本の基幹産業の生産拠点を支える強い中小企業集団の創出を推進することを目的とした中小企業グループの取組みに対し、経費の一部助成等を行う。（助成率 1/2 以内、助成限度額 50 百万円、予定件数 4 件）

① 支援対象

売れる技術を創り出すため、開発・生産・営業体制の強化（仕組みづくり）に共同で取り組む中小企業グループ（3 社以上）

② 支援内容

経費の一部助成のほか、事業推進チームによる進行管理運営のサポート、助言を行う。（年間 12 回程度）

（７）地域中小企業応援ファンド助成事業（都補助事業）（再掲→P. 28）

（８）展示会等出展支援助成事業（都補助事業）

経営課題の中でとりわけ深刻な受注低迷による売上減少に対する打開策の足がかりとして、展示会出展などの受注機会拡大に向けた取組みに対し、経費の一部を助成する。（助成率 2/3 以内、助成限度額 1 百万円、予定件数 200 件）

（９）小売商業後継者育成・開業支援事業【新規】（都補助事業）

商店街での開業及びのれんわけを目的に業界団体等の研修参加や開業に向けた取組みに対し、経費の一部を助成する。（助成率 1/2 以内、助成限度額 0.5 百万円、予定件数 40 件）

（10）中小企業向け電力自給型経営促進事業【新規】（都補助事業・都受託事業）

自ら電力需要の抑制に努め、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する中小企業を支援するため、セミナー開催、節電推進アドバイザー派遣、自家発電設備等導入費用の一部助成を実施する。

① セミナー開催（都補助事業）

中小企業者を対象にセミナーを開催し、節電や電力確保に向けて取り組むべき事項についての情報提供及び電力供給不足対策への意識付けを行う。

② 節電推進アドバイザー派遣（都補助事業）

節電推進アドバイザーによる節電経営アドバイスを現地で 2 回実施し（第 1 回目現地調査、第 2 回目節電アドバイス）、節電行動計画策定の支援を行う。

③ 自家発電設備導入費用助成（都補助事業）

生産活動・事業活動の継続にあたって自家発電設備・蓄電池等による電力の確保が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループに対し、自家発電設備・蓄電池・デマンドコントローラーの導入費用の一部を助成するとともに、②のアドバイザー派遣と併せて、企業の節電に

対する取組みを支援する（助成率（中小企業単独 2/3 以内、グループ 3/4 以内）、助成限度額（中小企業単独 20 百万円、グループ 560 百万円））。

④ 被災地事業継続特別支援事業（都受託事業）

東日本大震災により直接、物理的被害を受けた都中小企業製造業の被災地事業所に対し、専門家派遣を行うとともに損壊した建物などの修繕等の経費の一部を助成し、都内企業の二次的被害の防止及び被災地の経済復興を図る。（助成率 1/2 以内、助成限度額 80 百万円、平成 23 年度で新規募集は終了）

10 資金調達支援事業

新事業の展開や新製品・新技術の開発等を行おうとする中小企業に対し、公社が資金支援及び継続的支援を実施し、事業の円滑な成長を図る。

（1）中小企業事業化支援ファンド運営事業（公社自主事業）

- ① 都が設置した中小企業事業化支援ファンドの管理運用者として、「東京都中小企業事業化支援投資事業有限責任組合契約」に基づき、投資を実施した企業に対する経営支援及び投資資金の回収等を行う。
- ② 投資先企業に対しては、経営改善や販路拡大等に関する継続的支援を行い、新規事業の円滑な成長を促進する。
- ③ 投資期間が満了する投資先企業については、円滑な投資資金の回収を進める。

運営主体	東京都中小企業事業化支援投資事業有限責任組合（無限責任組合員：公社）
事業期間	平成 18 年 12 月 26 日（組合設立日）より 8 年間
ファンド規模	出資総額 12 億 4 千万円
出資者	東京都（10 億円）、公社（3 千万円）、地域金融機関等 7 社（各 3 千万円）
決算期	毎年 6 月末
投資期間・件数	期間：組合設立日より 5 年間（平成 23 年 12 月終了）件数：約 21 件程度
助言・監視機関	組合員集会（年 1 回）及びアドバイザリーボード（年 2 回）
投資プロセス	投資先の発掘・推薦→審査→投資実行→ハンズオン支援→回収

11 企業人材育成事業

中小企業における人材育成及び経営力の向上を支援するため、企業のさまざまなニーズを踏まえて各種研修を開催する。また、中小企業における人材の確保、特にものづくり人材の確保・育成を支援するための事業を実施する。

（1）経営支援研修等事業（都補助事業・公社自主事業）

自前での研修実施が困難な中小企業の人材育成を支援するため、従業員を対象に、下記のような

2 体系（全 9 カテゴリー）（階層別研修、実務研修（製造・技術、営業、法務、人事・総務、財務・経理、ビジネススキル、IT 経営、ISO））により研修を開催し、企業の経営力・技術力の向上のための総合的・専門的知識や技術・技能の修得を図る。

① 階層別研修

新入社員から経営者までの各階層における研修を実施。各階層で求められるスキルの修得を図る。
（6 コース 144 名予定）

② 実務研修

ア カテゴリー分けをしたメニューを用意。必要に応じた専門知識や技術・技能の修得を図る。
（31 コース 750 名予定）

イ IT 経営研修。IT をどう使いこなす利益に結び付けるか、IT 導入～活用法、効果の見えるホームページの作成～活用法など、中小企業の課題解決に役立つ研修を実施。中小企業の経営力の向上を図る。（7 コース 105 名予定）

ウ ISO 研修（9001, 14001, 27001）。ISO に関する基礎研修及び内部監査員の養成研修を開催し、中小企業の品質管理・環境管理体制・情報セキュリティマネジメントの構築及び強化を図る。（基礎研修：3 回計 50 名、内部監査員養成研修：9 回計 255 名予定）

（2）オーダーメイド研修事業（公社自主事業）

個別企業対応型研修であるオーダーメイド研修は、企業ニーズにきめ細かく対応しながら実施するとともに、メニューについても組織体制の確立、人材育成、ISO 取得支援等のほか、さらなる充実を図る。（実施：22 コース、受講者：計 330 名）

（3）産業人材の確保・育成事業（都補助事業）

① 中小企業採用支援事業

中小企業が抱える一番の課題である「人（材）」をテーマに企業の魅力の発信方法、採用背景やニーズを踏まえた人材の「募集・採用」とに分け、セミナーを通じてそのノウハウの習得を図る。（セミナー開催：4 回計 200 名予定）

また、事務手続等のマニュアルの作成・配布を実施する。（マニュアル：2,800 部）

② 中小企業人材確保・育成総合支援事業（都補助事業）

人材ナビゲータ 6 名を配し、人材確保や育成に取り組む中小企業に対し、コンサルティング活動を通じて個々の課題を明らかにするとともに、その解決策を提示する。解決策の提示や実施にあたっては、人材育成の専門家や専門機関等と連携を図り、効果検証を継続的にフォローアップし、中小企業の中核的人材の育成や技術・技能の継承を図る。（巡回・相談：1700 件）

また、人材確保・定着に向けた啓発セミナーを開催し、中小企業の経営戦略を見据えた人材の確保から育成までの重要性について普及を図る。（開催：4 回）

③ ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業（都補助事業）

魅力体験受入コーディネータ 4 名を配し、工業系高校の就職活動を控えた生徒に対して、ものづくり中小企業の実際の現場を体験させ、その理解促進を図る。波及効果として中小企業・生徒との交流による中小企業での人材確保支援を実施する。また生徒を受け入れた企業者に対し、奨励金を支給する。

12 ものづくり事業化支援事業

ものづくり企業による新製品開発とその事業化を通じた高付加価値化・自立化を支援するため、製品開発から事業化に至る過程の知識・経験を有する人材の育成を目的に、講義と現地個別指導等を組み合わせ、中小企業の実情に合った新しいタイプの実践型人材育成プログラムを実施し、中小企業の持続的な発展を促進する。

(1) 事業化チャレンジ道場（製販一体型新製品開発支援事業）（都補助事業）

① 売れる製品開発道場

受講者（企業）が、開発前のマーケティングから設計・デザイン、試作までの製品開発を自社のテーマに沿って実際に進めるなかで新製品開発に関する問題解決能力を高めるため、師範が適切な助言や問題解決に向けた指導を行う。（1 コース、20 社）

② 事業化実践道場

「売れる製品開発道場」を修了した受講者（企業）が、試作品のブラッシュアップから完成品化・量産化、営業・販売までに至る事業化プロセスを実践的に進めるなかで、専門家が適切な助言や個別プロジェクトに対するハンズオン支援を行って効果的な事業化達成を図り、開発から事業化までの一連のプロセスを体験的に習得する。（20 社、20 プロジェクト）

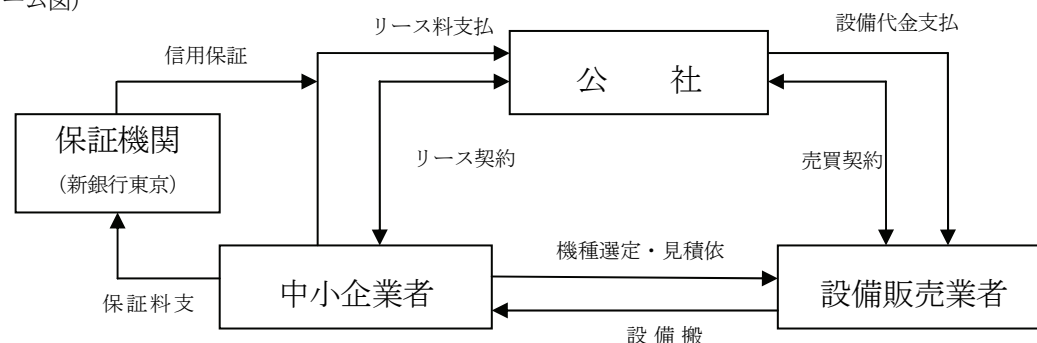
③ ものづくりチューター育成道場

「事業化実践道場」の経験者を組織化して「経験者（OB）交流会」を運営し、経験交流や勉強会等を通じて、新たな課題解決の発見や次世代の製品開発・事業化の芽出しを促進する。また、「経験者（OB）交流会」の中から、製品開発の手法や事業化の課題解決のための具体的なアプローチ等について体系的に理解している人材を「ものづくりチューター」として選定し、専門家とともにハンズオン支援チームに参画して事業化支援を行うとともに更なるスキルアップを図る。

13 中小企業設備リース事業（都補助事業）

公社が、中小企業者に代わって生産設備等を購入し、低廉な価格でリースすることにより、資金調達力の乏しい中小企業等の経営基盤の強化に必要な設備及び中小企業の地球温暖化防止に資する認定設備の導入を促進する。

（スキーム図）



対 象 者	製造業、卸売業、サービス業、小売業等 都内に主たる事業所を持つ中小企業基本法に定める中小企業者、 事業協同組合等（個人事業者、創業予定者を含む）
対象設備	100 万円以上 1 億円以下の機械設備（中古を除く） （創業 1 年未満は 100 万円以上 3,000 万円以下） なお、設備の設置場所は、原則として都内事業所とする。
リース期間	3 年～7 年（再リース可能）
保証料	東京都が定める保証機関の保証を受け、保証料を支払うことを要件とする。 ただし、保証料については、東京都からの補助あり。 ・従業員 100 人以下の事業者は保証料全額補助 ・従業員 100 人超 300 人以下の事業者は保証料 1/2 補助 ・地球温暖化防止に資する認定設備は保証料全額補助

1 4 資金等活用支援事業

（１）小規模企業者等設備資金債権管理事業

「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づき実施してきた設備資金の貸付・貸与事業（平成 15 年度より新規受付休止）について、既定債権（貸与 1 件 848 千円）の適切な管理及び未収債権の管理・保全を行う。

1 5 企業福利厚生支援事業

中小企業に働く人々（正規及び非正規勤労者）のための健康管理事業等を実施し、中小企業の人材確保等を福利厚生の方から支援する。

（１）健康管理事業

① 健康増進施設提供事業（JOYLAND）（公社自主事業）

中小企業が、個別に法定外の福利厚生制度を充実させることは、ノウハウやコスト等の面から困難である。このため、会員企業を募ってスケールメリットを活かし、会員が利用できる健康増進施設等のサービスを提供する。（会員数：584 社(24.3 月末時点)）

平成 24 年度は、新規会員獲得のために、公社支援企業を中心とした営業活動と会員獲得のために次の事項を重点的に実施する。

ア アンケート調査結果を活用した業務改善によるサービスの強化と利用拡大

イ 会員獲得のための公社支援団体及び企業を中心にした営業活動と、関係公共機関への PR 依頼、専用 HP「福利厚生なび」、アーガス 21、業界広報誌、ネットマガジン等を活用した PR の強化

ウ 専用HPを活用した情報提供の充実と利用券等のオンライン申込みへの誘導

エ 会員継続のための育児、介護、健康等の生活関連サービスの充実（民間福利厚生サービスの活用）

オ 東急ハーヴェストについては、利用状況の調査やランニングコスト、収支状況等を分析し、その結果を踏まえて事業の見直しを行う。

② 働く人の心の健康づくり講座（都受託事業）

中小企業に働く人々が抱える不安やストレスを緩和し、「心と体」の両面から健康を増進するためフィジカルヘルスの要素を取り入れたメンタルヘルス講座（労働者向けと使用者向けの半日コース）と、企業内でメンタルヘルス対策を推進するリーダーを目指す者を対象に、企業内での実践に役立つ体系的な講義と具体的な事例をグループにより討議する使用者向け講座（2日間コース）を開催する。（使用者向け講習：3回計105名、労働者向け講習：3回計105名、メンタルヘルス推進リーダー養成講座2日間コース：5回・計200名）

（２）京浜島勤労者厚生会館の管理運営事業（都補助事業）

主として京浜島地区の中小企業で働く勤労者に会議室や体育館等の施設を提供するとともに、施設を活用したイベント（スポーツ大会、写真・絵画美術展等）を実施し、勤労者福祉の向上を図る。

施設名	開設	敷地面積	延床面積	主な設備
京浜島勤労者厚生会館	S56.4	8,268 m ²	2,535 m ²	体育館、会議室、和室、屋外テニスコート等

（３）賃金・退職金等に関する情報提供（公社自主事業）

企業の賃金・退職金に関する事務の参考に供するため、東京都が発行する「平成24年版中小企業の賃金・退職金事情」を有料頒布する。（部数：2,700部、時期：平成25年2月上旬）

16 地域産業情報収集・提供等事業

公社情報誌の発行及びホームページの運営を通じ、企業経営に役立つ情報を迅速・的確に提供するとともに、中小企業による情報発信を支援する。また、都内中小企業の経営動向を調査し、得られた情報の有効活用を図る。

（１）インターネット情報提供事業等（都補助事業）

① 支援情報の提供

ア 公社ホームページ上で、公社及び都その他支援機関の支援情報を迅速・的確に発信する。（ホームページへのアクセス：420万PV）

イ 「ネットクラブ会員」の会員企業に対してメールマガジンを発行し、各種事業・催し物等に関する情報提供を行う。（発行先：12,000社、回数：18回）

② 企業情報の発信

ア 希望する公社登録企業について、企業情報を公社ホームページから発信し、技術・製品等のPRを行う。（掲載：19,200社）

イ 「ネットクラブ会員」企業に対し、自社の商品情報や受発注情報を公社ホームページに自

ら登録・掲載できるサービスを提供し、マッチング機会の創出を図る。

ウ 企業巡回を通じて発見した特色ある企業、ニューマーケット開拓支援事業の支援製品及びマスメディアに取り上げられた企業情報等を掲載し、企業の販路開拓等を支援する。

（２）情報誌等広報事業（都補助事業）

① 公社情報誌の発行

公社情報誌「アーガス 21」を月刊で発行し、公社支援事業、企業経営に資する知識、企業の技術・製品等に関する情報提供を行う。

② 取引実態調査

中小企業の取引や経営に関する問題や関心事、独自性の高い取組み、景況感などについて、年1回調査を実施する。

（３）経営動向調査事業（都受託事業）

都内中小企業の財務データを分析し、経営指標を作成して企業の活動状況の水準と動向を明らかにするとともに、決算数値以外の調査項目と財務データとの関係性を分析し、企業の抱える課題を探る。作成した業種別動向調査報告書は中小企業、各支援機関及び行政機関等に配布し、経営内容の判定や経営目標の策定に供する。

17 地域産業振興事業

城東・城南・多摩の各地域の産業特性を踏まえた経営支援、次代の商店街を担う若手商人の育成支援、伝統工芸品産業等支援、地域資源を活用した事業に対する支援などを実施し、地域の産業振興と活性化を図る。

（１）城東・城南・多摩の各支社における経営支援事業（都補助事業）

城東・城南・多摩の三支社体制で、本社関係部署及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターなどの各支援機関と連携し、それぞれの地域特性を踏まえた中小企業支援事業を実施する。

① 経営相談

ア 財務・法律・金融・労務・創業支援など、中小企業が直面するさまざまな経営上の課題について相談に応じる。

イ 東京都立産業技術研究センターが実施する技術相談、本社総合相談や知的財産総合センター及び知財センター各支援室で実施する相談と連携し、ワンストップ体制で専門的な相談に幅広く応じる。

② 産業セミナー

地域特性や社会経済状況の変化を踏まえ、経営に関するセミナーを開催し、中小企業にとって必要な最新の経営情報や経営管理に関する知識等を提供する。

③ 交流会

経営者等のグループが経営力や製品開発力等の向上を目的として自主的に開催する交流活動に対し、活動の場としての交流室を提供するとともに、交流会において情報提供や助言、相談

等を行う。

内 容	城東支社	城南支社	多摩支社
経営相談	1,500 件	1,500 件	1,800 件
産業セミナー	3 回	4 回	4 回
交流会	12 回	12 回	3 回

（２）地域中小企業応援ファンド事業（都補助事業）

東京の強みである多様な地域資源や高いポテンシャルを活用し、地域の魅力向上や課題解決に取り組む中小企業を重点的に支援することにより、地域密着型のイノベーションを数多く生み出し、地域の活性化を図る。

① 東京都地域中小企業応援ファンドの運用

中小企業基盤整備機構の「地域中小企業応援ファンド」から 20 億円、東京都から 180 億円の貸付けを受けて造成した基金について、10 年物国債等で運用し、その運用益をもって助成事業を実施する。

② 地域資源活用イノベーション創出助成事業

都内地域資源等を活用し、支援重点分野（「都市課題解決型ビジネス」「地域資源活用型ビジネス」）に関する新商品・新サービスの開発や事業化に取り組む事業者に対し、経費の一部を助成する。（助成率 1/2 以内、助成限度額 8 百万円、予定件数年間 45 件）

③ 地域応援ナビゲータ事業

事業の立ち上げから販路開拓までを継続的に支援する「地域応援ナビゲータ」を各地域に配置し、地域に密着したハンズオン支援を行う中小企業支援機関へ経費を助成する。（助成率 10/10 以内）

④ 販路開拓支援事業

本事業の成果である商品・サービスに対し、公社内の他支援事業との連携・コーディネータの設置等により様々な販路開拓の機会を提供し、消費者や新規市場への浸透を図る。

⑤ 地域資源活用の促進

都内中小企業の地域に密着したイノベーションを誘発するために、マッチング会やセミナー等の開催を通じた普及啓発を行う。（1 回）

（３）多摩地域の商店街コミュニティ機能強化事業（公社自主事業）

商店街と地域で活動する団体（NPO 法人、学校機関、市町村、一般事業者）との結びつきを深め、地域連携体制の立ち上げや連携プロジェクトの実施を支援することにより、地域コミュニティの核としての役割が期待される商店街の機能を強化し、地域ともに持続発展していく商店街づくりを促進する。

- ① 対象商店街の環境分析の実施、地域団体の調査、連携の呼びかけ
- ② 連携プロジェクトの企画、運営
- ③ 商店街コミュニティ基盤の形成と新たな担い手の育成

（４）若手商人育成事業（都受託事業）

商店街の次代を担う若手商人を対象に、専門家による現地支援、経営能力向上のための講座やフォーラムの開催、商店経営・商店街活性化に向けた研究会、商店街役員のマネジメント能力向上を図る研修の実施等を通じ実践的なアドバイスや情報提供等を行い、商店街の「経営力向上」や「人づくり」を支援する。

① 中小小売商業活性化フォーラム

経営意欲の増進を図るために講演、パネルディスカッション、支援成果の紹介などで構成するフォーラムを商店主等に対して開催する。実施は、都主催の商店街グランプリ表彰式と同時開催とする。

② 商店街パワーアップ作戦（専門家チームの派遣）

商店街や商店の要請に応じて専門家チームを現地に派遣し、経営改善に資する具体的・実践的なアドバイスを行う。下記の商人大学校・商店街リーダー養成研修等の参加者をはじめ、後継者育成などの重点課題や都の「新・元気を出せ！商店街事業」に取り組む商店街に対しても積極的に支援する。（派遣：延べ400件）

③ 商人大学校

次代を担う若手商人を対象に、討議や事例研究等を取り入れた実践的なカリキュラムによる商人大学校を開講し、経営能力の向上を図る。（小売・サービス昼コース、同夜コース、飲食店コース：各20名）

④ 若手商人研究会

商店の経営力強化と商店街の活性化を目的に、商店主を中心とした商店経営・商店街活動に関する研究会を開催する。研究テーマは商店経営、商店街活動の現場ニーズを踏まえた今日的な課題とする。（6回・15名程度）

⑤ 商店街リーダー養成研修

講義と事例演習による実践的な研修を行い、商店街活動の中心的役割を担う役員の商店街マネジメント能力（リーダーシップ、状況分析力、問題解決能力、企画力等）、および地域住民や団体等とのネットワークづくりができる行動力の向上を図る。また、受講者が取り組む商店街の課題解決に向けてフォローアップを行う。（研修会：4箇所（区部3・多摩1）各6日間、各10名、交流会：2回）

⑥ 商店街起業促進サポート事業

商店街の後継者問題に対応して創業を促進するため、商店街や企業など関係者の密接な連携・協力のもと、商店街で開業を予定する者を対象とした実践的な研修を実施する。（10回・15名程度、他に現場研修を実施）

⑦ 商人インターンシップ事業（商店街・商業高校等連携支援事業）

商店経営や商店街活動の活性化と将来の商店・商店街を担う人材育成に寄与するため、都立商業高校生を対象に商店街における就業体験等を行う機会を提供する。（20商店街）

（５）伝統工芸品産業等振興事業

東京の地場産業で、伝統と技術を今に伝える伝統工芸品産業等の保存と発展を図るため、各種事業を実施する。

① 東京都伝統工芸品展の開催（都・公社共催事業）

東京都により指定された伝統工芸品 41 品目を対象に、百貨店等を会場に展示販売会を開催し、伝統工芸品の市場開拓と消費者への普及を図る。

② 伝統工芸品産業団体の指導等（都受託事業）

都指定伝統工芸品 41 品目の産地組合（企業数 1,225 社（H23.4.1 現在））から構成される 3 団体の運営指導を行う。

対象団体	東京都伝統工芸品産業団体連絡協議会 東京都伝統工芸士会 東京都伝統工芸品産業団体青年会
実施内容	・新たな指定品目の発掘調査 ・知事感謝状等候補者の推薦 ・伝統工芸士の認定候補者の推薦 ・東京観光情報センターへの出展調整

③ 伝統工芸品後継者育成支援事業（都受託事業）

都指定伝統工芸産業に従事している若手職人等に、デザインや経営のノウハウ等を学び実践することにより、伝統工芸品を将来に継承できる支援を実施する

④ 東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞事業（公社自主事業）

伝統的工芸品の新たな需要開拓や若手技能者の育成を図るため、伝統的工芸品事業者がデザイナー等と連携し、新しいデザインや新素材・新技術を用いた新製品の開発等に取り組むコンテストを、財団法人東京都歴史文化財団（江戸東京博物館）との共催により開催する。優秀作品については、各種展示会への出展支援を行う。

（６）都市機能活用型産業振興プロジェクト推進事業（都補助事業）

多摩地域の研究開発・事業化拠点形成の核となる産業コミュニティから立ち上がる「連携プロジェクト」に対し、事業化の成功に向けた適切な支援を 3 つの産業分野の推進機構とともに実施するため、公社にプロジェクトマネージャーを配置する。

支援を実施する 産業分野と推進機構	①計測・分析器分野 : (社) 首都圏産業活性化協会 ②半導体・電子デバイス分野 : (株) キャンパスクリエイト ③ロボット分野 : 青梅商工会議所
----------------------	---

（７）多摩の世界発信・進出企業発掘事業（都補助事業）

多摩地域に集積する中小企業等の優れた技術・製品や、首都圏の大学・研究機関の技術情報を国内外へ広く発信し、多摩地域への進出や企業間連携を促進する Web サイト「技術サイト・多摩」を運営する。公社内外との連携により、企業の発掘等掲載情報の充実を図るとともに、サイトの認知度向上にむけた取り組みを行う。

（８）包括業務協定締結先団体との連携強化事業【新規】（公社自主事業）

公社と業務連携・協働に関する覚書を締結する団体（区市町村・金融機関等 12 団体）との一層の連携強化のため、必要に応じて共同事業や情報交換会等を実施し、公社事業の認知度を高めるとともに、地域産業の活性化を図る。

18 産業貿易センター事業

東京都立産業貿易センター（浜松町館・台東館）の展示室・会議室に関し、平成 24 年度も引き続き、都の指定管理者として管理運営を行うとともに、同施設の庁舎管理を都から受託する。

（１）管理運営事業（都指定管理者としての事業）

展示会開催者への支援や展示会・商談会等のコーディネート等を通じ、中小企業の販路開拓を支援するとともに、以下のような利用率と顧客サービスの向上に努め、効率的な事業運営を図る。

- ① 顧客満足度アンケートを実施し、利用者のニーズに即した改善を行うほか、新たな設備の増設や老朽化した備品の交換を行い、利用者サービスの一層の向上を図る。
- ② 利用率向上を図るため、公社広報誌、展示場情報誌やホームページ、DMなど各種媒体を通じてPRを行い、新規利用者の開拓とリピータ利用の確保に努める。
- ③ 利用者や来館者を災害から守るため、災害対策品の設置、防災関係資格者の配置など防災対策を充実させる。
- ④ センター運営会議を開催し、利用者の意見や要望を聞く機会を設ける。
- ⑤ 産業貿易センター自主企画事業として中小企業の販路開拓を目的とした展示商談会を実施する。

	浜松町館		台東館	
開設年月	昭和 58 年 6 月		昭和 44 年 11 月	
所在地	港区海岸 1-7-8		台東区花川戸 2-6-5	
展示室	2 階	688 m ²	4 階	1,495 m ²
	3 階	1,679 m ²	5 階	1,479 m ²
	4 階	1,679 m ²	6 階	1,479 m ²
	5 階	1,679 m ²	7 階	1,383 m ²
	計	5,725 m ²	計	5,836 m ²
会議室	8 室 面積 468 m ²		2 室 面積各室 67 m ²	
展示台・机・椅子	560 台・510 台・1,350 脚		512 台・320 台・1,680 脚	
放送設備	9 台		4 台	

（２）建物管理事業（都受託事業）

- ① 日常点検・定期的点検等を徹底し、適切な管理水準の維持に努める。また、設備の予防保全の観点から修繕・改修の時期をデータベース化して速やかな修繕を実施。
- ② 防災マニュアルに基づき職員、建物管理者及び主催者による自主防災組織を設置し、定期的な訓練を行う。

	浜松町館		台東館	
敷地面積	5,854 m ²		3,047 m ²	
建築面積	2,705 m ²		2,272 m ²	
延床面積	センター施設関連	11,454 m ²	センター施設関連	10,456 m ²
	都・区専用	3,544 m ²	都・区専用	4,724 m ²
	共用面積	5,151 m ²	共用面積	4,325 m ²
	計	20,149 m ²	計	19,505 m ²
所有区分	都 92.6 % 港区 7.4%		都 69% 台東区 31%	
建物構造	鉄筋コンクリート造、地下1階地上6階		鉄筋コンクリート造、地下1階地上9階	
主要施設	展示室	2～5 階	展示室	4～7 階
	会議室	中3階6室、地下2室	会議室	2階2室
	荷扱場	1階：収容台数35台	荷扱場	2階：収容台数35台
	エレベーター	客用4基 貨物用3基	エレベーター	客用4基 貨物用2基
改修計画	衛生配管改修		空調制御設備改修	

19 施設運営管理事業

中小企業の活動を支援するため、展示室・会議室の貸出等を行うとともに施設の維持管理を行う。

(1) 中小企業会館（公社自主事業）

中小企業の都内における活動を支援するため、企業等が開催する講習会及び研修会等の場として講堂・会議室の提供等を行う。また、公社固有の施設として、安全、快適な維持管理を行う。

(2) 秋葉原庁舎（公社自主事業・庁舎の維持管理について都受託事業）

展示室・会議室を公社が都から普通財産として賃借し、中小企業等に提供するほか、庁舎の維持管理を行う。

(3) 神田庁舎（都受託事業）

受託事業として庁舎の維持管理を行う。

	中小企業会館	秋葉原庁舎	神田庁舎
開設日	S35.8	H2.7	S48.4
所在地	中央区銀座2-10-18	千代田区神田佐久間町1-9	千代田区内神田1-1-5
面積(敷地・延床)	657 m ² ・6,309 m ²	945 m ² ・7,412 m ²	787 m ² ・4,997 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
階数	地下2階・地上10階	地下2階・地上8階	地下1階・地上8階
施設概要	貸事務室：3,556 m ² (入館団体数:15団体(H24.3現在)) 貸会議室等(4室)：373 m ² チャレンジプラザGINZA	第一展示室：283.5 m ² 第二展示室：206.5 m ² 貸会議室(4室)：447 m ²	(入居者)ベンチャー・KANDA、 警視庁神田運転免許更新センター ほか

20 共済事業

都内中小企業及び勤労者に対する福利厚生支援並びに共済に関する事業を実施する。

(1) 共済会の運営（公社自主事業）

都内の中小企業の勤労者を対象とした保険商品を割安な保険料で提供するため、公社内に共済会を設置し、会員を集うとともに団体割引が適用された保険商品の紹介、その他サービスの提供を行う。また、会員に対し更なるサービス向上を目指し、事業の見直しを図る。

ア 団体保険

共済会会員を対象に、団体割引を適用した安価な保険商品を提供する。（割引適用保険商品：所得補償、医療補償（「先端医療保険」と「成人病追加支払保険」を含む）、障害補償、がん補償）。

イ 共済会員への各種情報提供

共済会会員を対象にニュースレターの発行を行い、健康、生活、文化情報等を提供する。

(2) 傷病共済（都補助事業）

専門的・家内労働者や従業員4人以下の製造業を営む個人事業主等が、傷病のため就業できなくなった際に共済金を給付し、加入者の生活安定を図る。（新規加入は69歳までとする。）

		Aコース				Bコース			
給付	共済金	1日3千円(年間最高54万円)				1日5千円(年間最高90万円)			
	見舞金	18万円				30万円			
掛金	年齢	15～64		65～75		15～64		65～75	
	男女	男	女	男	女	男	女	男	女
	月払い	1,800	1,600	2,800	2,600	2,800	2,400	4,500	4,000

※ 掛金の支払方法は、月払、半年払(月払の5.75月分)、一括払(月払の11月分)がある。

平成 24 年度 収 支 予 算

収支予算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増(△)減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	4,348,000	4,490,000	△ 142,000
基本財産受取利息	4,348,000	4,490,000	△ 142,000
2 特定資産運用益	15,388,000	15,415,000	△ 27,000
特定資産受取利息	15,388,000	15,415,000	△ 27,000
3 受取補助金等	2,866,536,173	3,168,331,704	△ 301,795,531
受取東京都補助金	2,841,574,000	3,113,235,050	△ 271,661,050
受取東京都補助金振替額	24,962,173	55,096,654	△ 30,134,481
4 基金運用益	356,000,000	363,000,000	△ 7,000,000
基金受取利息	356,000,000	363,000,000	△ 7,000,000
5 受取受託料	968,627,000	1,017,143,000	△ 48,516,000
受取受託料(東京都)	965,124,000	1,013,548,000	△ 48,424,000
受取受託料(他団体)	3,503,000	3,595,000	△ 92,000
6 事業収益	2,126,543,000	2,196,264,000	△ 69,721,000
総合支援事業受益者負担収益	15,605,000	15,605,000	
事業可能性評価向上事業収益	100,000	470,000	△ 370,000
セールスサポート事業収益		1,600,000	△ 1,600,000
東京都優良商品研究会事業収益		60,000	△ 60,000
産学連携支援事業収益		375,000	△ 375,000
事業化チャレンジ道場事業収益	1,400,000	1,400,000	
経営・IT研修事業受益者負担収益	4,488,000	4,615,000	△ 127,000
オーダーメイド研修事業収益	20,017,000	20,017,000	
貿易実務講習会事業収益	5,775,000	5,625,000	150,000
創業支援施設運営事業家賃等収益	129,205,000	156,355,000	△ 27,150,000
東京ブリッジヘッド事業収益	13,118,000	14,506,000	△ 1,388,000
創業チャレンジプラザ事業収益	1,446,000	2,160,000	△ 714,000
伝統工芸品展示会事業収益	7,661,000	7,841,000	△ 180,000
産業貿易センター自主企画事業収益	800,000		800,000
ファンド管理運営事業収益	26,040,000	26,040,000	
決算公告掲載料収益	65,000	65,000	
ビジネスチャンス提供事業収益	12,253,000	16,498,000	△ 4,245,000
図書販売事業収益	1,235,000	1,613,000	△ 378,000
企業福利厚生支援事業収益	36,406,000	37,351,000	△ 945,000
健康増進施設提供事業収益	31,107,000	42,600,000	△ 11,493,000
応援ファンド基金受取繰越運用益	708,759,000	616,136,000	92,623,000
設備資金債権管理事業収益	5,614,000	9,352,000	△ 3,738,000
設備リース事業収益	171,971,000	267,046,000	△ 95,075,000
産業貿易センター利用料収益	618,594,000	617,858,000	736,000
展示室・会議室貸出事業収益	50,400,000	50,300,000	100,000
中小企業会館事業収益	222,511,000	237,926,000	△ 15,415,000
共済事業収益	624,000	624,000	
傷病共済事業収益	41,349,000	42,226,000	△ 877,000
7 受取基金	7,287,393,000	7,617,550,000	△ 330,157,000
受取基金	7,287,393,000	7,617,550,000	△ 330,157,000
8 雑収益	66,000	68,000	△ 2,000

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増(△)減
受取利息	2,000	1,000	1,000
雑収益	64,000	67,000	△ 3,000
経常収益計	13,624,901,173	14,382,261,704	△ 757,360,531
(2) 経常費用			
1 事業費	13,422,528,271	14,159,093,156	△ 736,564,885
役員報酬	28,038,263	19,953,000	8,085,263
給料手当	1,313,632,000	1,294,342,232	19,289,768
臨時雇賃金	12,338,000	15,630,000	△ 3,292,000
退職給付費用	34,969,000	41,803,344	△ 6,834,344
福利厚生費	221,113,000	221,580,336	△ 467,336
会議費	3,639,000	5,395,000	△ 1,756,000
旅費交通費	84,975,000	94,926,000	△ 9,951,000
通信運搬費	65,662,000	67,961,233	△ 2,299,233
支払手数料	4,465,000	552,000	3,913,000
減価償却費	65,854,325	57,116,503	8,737,822
什器備品費	4,127,000	7,628,000	△ 3,501,000
消耗品費	62,836,143	57,658,000	5,178,143
修繕費	17,116,000	20,295,000	△ 3,179,000
印刷製本費	91,491,172	91,522,000	△ 30,828
支払助成金	7,821,573,000	8,320,750,000	△ 499,177,000
賞金	6,200,000	6,200,000	
支払共済給付金	39,141,000	39,460,000	△ 319,000
光熱水料費	239,850,000	244,208,000	△ 4,358,000
賃借料	336,574,447	411,351,547	△ 74,777,100
都納付金	312,172,000	345,462,000	△ 33,290,000
保険料	11,497,000	9,268,000	2,229,000
報償費	702,097,000	770,869,000	△ 68,772,000
租税公課	124,756,857	86,627,000	38,129,857
支払負担金	134,678,000	160,007,000	△ 25,329,000
支払利息	949,608	736,503	213,105
役務費	12,948,000	10,920,000	2,028,000
委託費	752,115,000	740,682,000	11,433,000
広告宣伝費	3,744,000	8,003,000	△ 4,259,000
工事費	74,678,000	83,188,000	△ 8,510,000
研修費	228,000	3,096,000	△ 2,868,000
会費	978,000	3,949,000	△ 2,971,000
交際費	320,000	320,000	
応援ファンド基金運用益繰越金	708,759,000	616,136,000	92,623,000
リース投資資産原価	115,711,870	256,470,000	△ 140,758,130
割賦販売原価		696,000	△ 696,000
貸倒引当金繰入	4,834,000	8,000,000	△ 3,166,000
投資有価証券損失額	1,755,456	2,319,266	△ 563,810
設備リース事業運営基金繰入額	5,159,130	1,000	5,158,130
傷病共済引当金繰入額	1,452,000	2,321,000	△ 869,000
東京都返還金	1,000	31,590,192	△ 31,589,192
雑費	100,000	100,000	
2 管理費	218,539,685	220,042,152	△ 1,502,467
役員報酬	3,276,737	4,980,000	△ 1,703,263

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増(△)減
給料手当	119,507,000	121,817,768	△ 2,310,768
退職給付費用	7,102,000	4,033,656	3,068,344
福利厚生費	23,166,000	22,610,664	555,336
会議費	322,000	322,000	
旅費交通費	660,000	660,000	
通信運搬費	1,331,000	5,523,000	△ 4,192,000
支払手数料	1,435,000	5,200,000	△ 3,765,000
減価償却費	4,241,676	2,432,132	1,809,544
什器備品費	637,000	637,000	
消耗品費	1,083,000	1,083,000	
印刷製本費	323,000	323,000	
光熱水料費	4,243,000	4,182,000	61,000
賃貸料	21,363,831	24,824,461	△ 3,460,630
保険料	115,000		115,000
報償費	8,921,000	8,921,000	
租税公課	145,000	180,000	△ 35,000
支払負担金	10,647,000	4,270,000	6,377,000
支払利息	65,441	66,421	△ 980
役務費	165,000	320,000	△ 155,000
委託費	7,790,000	5,103,050	2,686,950
広告宣伝費	1,000,000	1,353,000	△ 353,000
研修費	700,000	900,000	△ 200,000
会費	300,000	300,000	
経常費用計	13,641,067,956	14,379,135,308	△ 738,067,352
当期経常増減額	△ 16,166,783	3,126,396	△ 19,293,179
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
火災共済引当金取崩益	208,729,000		208,729,000
経常外収益計	208,729,000		208,729,000
(2) 経常外費用			
電話加入権償却額	80,300		80,300
経常外費用計	80,300		80,300
当期経常外増減額	208,648,700		208,648,700
他会計振替額(火災共済事業清算額)			
税引前当期一般正味財産増減額	192,481,917	3,126,396	189,355,521
当期一般正味財産増減額	192,481,917	3,126,396	189,355,521
一般正味財産期首残高	1,962,261,219	1,889,962,607	72,298,612
一般正味財産期末残高	2,154,743,136	1,893,089,003	261,654,133
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等		176,529,163	△ 176,529,163
受取東京都補助金		10,261,950	△ 10,261,950
敷金特別勘定振替額		166,267,213	△ 166,267,213
一般正味財産への振替額	△ 24,872,193	△ 55,096,654	30,224,461
当期指定正味財産増減額	△ 24,872,193	121,432,509	△ 146,304,702
指定正味財産期首残高	696,945,195	574,066,425	122,878,770
指定正味財産期末残高	672,073,002	695,498,934	△ 23,425,932
III 正味財産期末残高	2,826,816,138	2,588,587,937	238,228,201

収支予算書内訳表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
1 基本財産運用益	4,348,000				4,348,000
基本財産受取利息	4,348,000				4,348,000
2 特定資産運用益	14,167,000	1,221,000			15,388,000
特定資産受取利息	14,167,000	1,221,000			15,388,000
3 受取補助金等	2,636,086,488	11,910,000	218,539,685		2,866,536,173
受取東京都補助金	2,613,846,263	11,910,000	215,817,737		2,841,574,000
受取東京都補助金振替額	22,240,225		2,721,948		24,962,173
4 基金運用益	356,000,000				356,000,000
基金受取利息	356,000,000				356,000,000
5 受取受託料	968,627,000				968,627,000
受取受託料(東京都)	965,124,000				965,124,000
受取受託料(他団体)	3,503,000				3,503,000
6 事業収益	2,084,570,000	41,973,000			2,126,543,000
総合支援事業受益者負担収益	15,605,000				15,605,000
事業可能性評価向上事業収益	100,000				100,000
セールスサポート事業収益					
東京都優良商品研究会事業収益					
産学連携支援事業収益					
事業化チャレンジ道場事業収益	1,400,000				1,400,000
経営・IT研修事業受益者負担収益	4,488,000				4,488,000
オーダーメイド研修事業収益	20,017,000				20,017,000
貿易実務講習会事業収益	5,775,000				5,775,000
創業支援施設運営事業家賃等収益	129,205,000				129,205,000
東京ブリッジヘッド事業収益	13,118,000				13,118,000
創業チャレンジプラザ事業収益	1,446,000				1,446,000
伝統工芸品展示会事業収益	7,661,000				7,661,000
産業貿易センター自主企画事業収益	800,000				800,000
ファンド管理運営事業収益	26,040,000				26,040,000
決算公告掲載料収益	65,000				65,000
ビジネスチャンス提供事業収益	12,253,000				12,253,000
図書販売事業収益	1,235,000				1,235,000
企業福利厚生支援事業収益	36,406,000				36,406,000
健康増進施設提供事業収益	31,107,000				31,107,000
応援ファンド基金受取繰越運用益	708,759,000				708,759,000
設備資金債権管理事業収益	5,614,000				5,614,000
設備リース事業収益	171,971,000				171,971,000
産業貿易センター利用料収益	618,594,000				618,594,000
展示室・会議室貸出事業収益	50,400,000				50,400,000
中小企業会館事業収益	222,511,000				222,511,000
共済事業収益		624,000			624,000
傷病共済事業収益		41,349,000			41,349,000
7 受取基金	7,287,393,000				7,287,393,000
受取基金	7,287,393,000				7,287,393,000
8 雑収益	66,000				66,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去	合計
受取利息	2,000				2,000
雑収益	64,000				64,000
経常収益計	13,351,257,488	55,104,000	218,539,685		13,624,901,173
(2) 経常費用					
1 事業費	13,361,749,271	60,779,000			13,422,528,271
役員報酬	28,038,263				28,038,263
給料手当	1,303,275,000	10,357,000			1,313,632,000
臨時雇賃金	12,338,000				12,338,000
退職給付費用	34,422,000	547,000			34,969,000
福利厚生費	219,517,000	1,596,000			221,113,000
会議費	3,598,000	41,000			3,639,000
旅費交通費	84,915,000	60,000			84,975,000
通信運搬費	64,634,000	1,028,000			65,662,000
支払手数料	3,000,000	1,465,000			4,465,000
減価償却費	65,854,325				65,854,325
什器備品費	4,127,000				4,127,000
消耗品費	62,323,143	513,000			62,836,143
修繕費	17,116,000				17,116,000
印刷製本費	90,944,172	547,000			91,491,172
支払助成金	7,821,573,000				7,821,573,000
賞金	6,200,000				6,200,000
支払共済給付金		39,141,000			39,141,000
光熱水料費	239,850,000				239,850,000
賃借料	336,552,447	22,000			336,574,447
都納付金	312,172,000				312,172,000
保険料	11,483,000	14,000			11,497,000
報償費	698,921,000	3,176,000			702,097,000
租税公課	124,756,857				124,756,857
支払負担金	134,654,000	24,000			134,678,000
支払利息	949,608				949,608
役務費	12,948,000				12,948,000
委託費	751,470,000	645,000			752,115,000
広告宣伝費	3,594,000	150,000			3,744,000
工事費	74,678,000				74,678,000
研修費	228,000				228,000
会費	978,000				978,000
交際費	320,000				320,000
応援ファンド基金運用益繰越金	708,759,000				708,759,000
リース投資資産原価	115,711,870				115,711,870
割賦販売原価					
貸倒引当金繰入	4,834,000				4,834,000
投資有価証券損失額	1,755,456				1,755,456
設備リース事業運営基金繰入額	5,159,130				5,159,130
傷病共済引当金繰入額		1,452,000			1,452,000
東京都返還金		1,000			1,000
雑費	100,000				100,000
2 管理費			218,539,685		218,539,685
役員報酬			3,276,737		3,276,737
給料手当			119,507,000		119,507,000

(単位:円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去	合計
退職給付費用			7,102,000		7,102,000
福利厚生費			23,166,000		23,166,000
会議費			322,000		322,000
旅費交通費			660,000		660,000
通信運搬費			1,331,000		1,331,000
支払手数料			1,435,000		1,435,000
減価償却費			4,241,676		4,241,676
什器備品費			637,000		637,000
消耗品費			1,083,000		1,083,000
印刷製本費			323,000		323,000
光熱水料費			4,243,000		4,243,000
賃貸料			21,363,831		21,363,831
保険料			115,000		115,000
報償費			8,921,000		8,921,000
租税公課			145,000		145,000
支払負担金			10,647,000		10,647,000
支払利息			65,441		65,441
役務費			165,000		165,000
委託費			7,790,000		7,790,000
広告宣伝費			1,000,000		1,000,000
研修費			700,000		700,000
会費			300,000		300,000
経常費用計	13,361,749,271	60,779,000	218,539,685		13,641,067,956
当期経常増減額	△ 10,491,783	△ 5,675,000			△ 16,166,783
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
火災共済引当金取崩益		208,729,000			208,729,000
経常外収益計		208,729,000			208,729,000
(2) 経常外費用					
電話加入権償却額		80,300			80,300
経常外費用計		80,300			80,300
当期経常外増減額		208,648,700			208,648,700
他会計振替額(火災共済事業清算額)	209,997,700	△ 209,997,700			
税引前当期一般正味財産増減額	△ 10,491,783	202,973,700			192,481,917
当期一般正味財産増減額	199,505,917	△ 7,024,000			192,481,917
一般正味財産期首残高	1,950,333,219	7,024,000	4,904,000		1,962,261,219
一般正味財産期末残高	2,149,839,136		4,904,000		2,154,743,136
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等					
受取東京都補助金					
敷金特別勘定振替額					
一般正味財産への振替額	△ 22,150,245		△ 2,721,948		△ 24,872,193
当期指定正味財産増減額	△ 22,150,245		△ 2,721,948		△ 24,872,193
指定正味財産期首残高	685,556,018		11,389,177		696,945,195
指定正味財産期末残高	663,405,773		8,667,229		672,073,002
III 正味財産期末残高	2,813,244,909		13,571,229		2,826,816,138

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定 なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定 あり

(単位：円)

事業種別	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途
公益事業	リース資産／5年償却 (シンクライアント化に伴う端末、サーバー、関係ソフトウェア等)	31,248,000	都補助金収入による